

情勢報告

（公益社団法人）全国私立保育連盟
常務理事 ●●●●

保育を取り巻く状況

人口動態統計月報（概数）

（令和6年12月分（年計を含む））

令和7年6月27日

人口動態調査は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本報告は日本において発生した日本人に関する事象を客体として集計したものであり、この人口動態統計月報（概数）に若干の修正を加えたものが人口動態統計年報（確定数）である。

第1表（2－2）人口動態総覧及び平均発生間隔－対前年比較－

令和6年 年計

	実 数 (人、胎、組)				率 ²⁾		平 均 発 生 間 隔					
	令 和 6 年	令 和 5 年 ¹⁾	差 引 増 減	増 減 率 (%)	令 和 6 年	令 和 5 年 ¹⁾	令 和 6 年			令 和 5 年 ¹⁾		
出 生	686 061	727 288	△ 41 227	△ 5.7	5.7	6.0	間	分	秒	時間	分	秒
死 亡	1 605 298	1 576 016	29 282	1.9	13.3	13.0			46			43
乳 児 死 亡	1 266	1 326	△ 60	△ 4.5	1.8	1.8	6	56	18	6	36	23
新 生 児 死 亡	637	600	37	6.2	0.9	0.8	13	47	23	14	36	0
自 然 増 減	△ 919 237	△ 848 728	△ 70 509	…	△ 7.6	△ 7.0			…			…
死 産	15 322	15 534	△ 212	△ 1.4	21.8	20.9		34	24		33	50
自 然 死 産	6 847	7 152	△ 305	△ 4.3	9.8	9.6	1	16	58	1	13	29
人 工 死 産	8 475	8 382	93	1.1	12.1	11.3	1	2	11	1	2	42
周 産 期 死 亡	2 284	2 404	△ 120	△ 5.0	3.3	3.3	3	50	45	3	38	38
妊 娠 満 22 週 以 後 の 死 産	1 799	1 943	△ 144	△ 7.4	2.6	2.7	4	52	58	4	30	31
早 期 新 生 児 死 亡	485	461	24	5.2	0.7	0.6	18	6	41	19	0	8
婚 姻	485 063	474 741	10 322	2.2	4.0	3.9		1	5		1	6
離 婚	185 895	183 814	2 081	1.1	1.55	1.52		2	50		2	52

注：1) 前年の数値は確定数である。

2) 出生・死亡・自然増減・婚姻・離婚率は人口千対、乳児死亡・新生児死亡・早期新生児死亡率は出生千対、死産率は出産（出生＋死産）千対、周産期死亡率及び妊娠満22週以後の死産率は出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）千対である。

(担当)

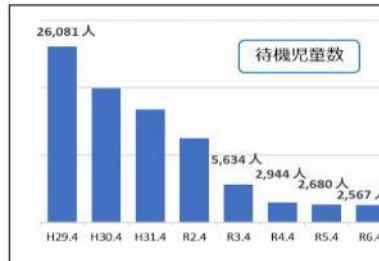
厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室 月報調整係
(TEL)03(5253)1111(内線 7476)
03(3595)2813(ダイヤルイン)

令和6年4月の待機児童数調査のポイント

① 待機児童の状況

待機児童数：2,567人（対前年▲113人）

- ・約**87.5%**の市区町村（1,524自治体）で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**6自治体**と横ばい。
（ただし、**100人以上**の自治体は**2自治体**に増加。）



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R 6 年度	1,524	211	4	2
	87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年	14	▲14	▲2	2
R 5 年度	1,510	225	6	0

② 待機児童数について

令和6年4月の待機児童数については、

- ・**保育の受け皿拡大**
- ・**就学前人口の減少**

などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・**申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**
- ・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,567人（対前年比▲113人）となった。



③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ（申込者数）は減少傾向にあるが、

- ・**女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**（R4:79.8%→R5:80.8%※）
- ・**共働き世帯割合の増加**（R4:73.7%→R5:75.6%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加や、想定外の施設の閉園等による利用定員の減少などの**地域**
の事情についても注視が必要。

※ 総務省「労働力調査」

今後の取組方針

- 令和3年度からの「**新子育て安心プラン**」に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い**、各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、自治体における**保育ニーズや待機児童の状況**を確認しながら、**保育の受け皿拡大量の見込みを把握**するとともに、整備が必要な自治体に対しては引き続き、**必要な受け皿の確保が進むよう支援を行う**とともに、**保育士の一層の業務負担軽減及び保育人材の確保**を図っていく。
- 一方で、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっており、今後は、過疎地域をはじめ**地域インフラとして保育所・保育機能**を確保していく必要がある。そのため、令和7年度予算概算要求において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の実施に必要な予算要求を行う。

令和6年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（R6は見込み）

	令和3年度 【実績】	令和4年度 【実績】
受け皿 拡大量	2.5万人	0.3万人
	令和5年度 【実績】	令和6年度 【見込み】
受け皿 拡大量	▲0.8万人	2.1万人
4か年合計の 必要見込み量	4.2万人	(参考) 新子育て安心プラン (R2.12公表) 約14万人

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

- ・ **2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中**、予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、**地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要**がある。また、地域の状況によっては、事業者間の連携等を通じ、人材確保を図りながら将来の状況をみこした経営を行うことにより、サービス提供を維持していく必要がある。
- ・ 上記を踏まえ、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について検討を行うため、本検討会を開催。具体的な議論の進め方としては、まずは高齢者に係る施策を検討した上で、その検討結果を踏まえ、他の福祉サービスも含めた共通の課題についても検討を行う（※）。
※老健局長が参集する検討会。事務局は老健局（社会・援護局、障害保健福祉部、こども家庭庁が協力）。

【主な課題と論点】

- ・ 人口減少スピード（高齢者人口の変化）の地域差が顕著となる中、サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制

	地域の状況	検討の方向性
① 中山間・人口減少地域	既にサービス需要減の地域あり	需要減に応じた計画的なサービス基盤確保
② 都市部	サービス需要急増（2040以降も増加）	需要急増に備えた新たな形態のサービス
③ ①②以外の地域（一般市等）	当面サービス需要増→減少に転じる	現行の提供体制を前提に需要増減に応じたサービス基盤確保

- ・ 介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上
- ・ 雇用管理・職場環境改善など経営への支援
- ・ 介護予防・健康づくり、地域包括ケアと医療介護連携、認知症ケア

【スケジュール】

- ・ 第1回は1月9日に開催。その後ヒアリングを行いつつ議論し、春頃に中間まとめ（高齢者関係）
- ・ 中間まとめ以降、他の福祉サービスも含めた共通の課題について検討し、夏を目途にとりまとめ

※自治体等で先行的な取組みを進め、その状況報告を随時していただき、議論の参考に資するようとする

福祉サービスとの共通課題（概要）

令和7年5月9日

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第6回）資料1

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 中間とりまとめ（抜粋）

○ サービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要がある。介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、地域密着の施設から広域型施設への転用、10年以内の一部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討が必要との意見があった。この点は、他の福祉サービスの共通課題でもあり、本検討会において引き続き議論を深めていく。

○ （中略）地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、その地域にいる障害者、こどもなど様々な主体を含め、地域共生社会を推進していくことが重要である。その際、様々な福祉に関わる人材が介護を含め、地域の現場で働けるよう、引き続き、検討を深めていく必要がある。

→ 今回の検討会（5/9）で議論

○ 地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、新たなサービス主体が地域に参入しやすい仕組みづくりが必要である。「社会福祉連携推進法人」制度も活用し、事業者の連携のあり方を弾力化するための方策について、本検討会において引き続き議論を深めていく。

○ 経営支援等について、介護のみならず、障害福祉やこどもといった他の福祉分野においても共通の課題であり、社会福祉法人などへの支援も重要である。その際、法人の特性に応じた支援や施策を考えていくべきであり、福祉医療機構（WAM）等による資金融資の強化といった手法も考えられる。こうした法人への支援や法人間の連携のあり方は、福祉分野共通の課題として引き続き議論を深めていく。

→ 次回の検討会で議論

中間とりまとめの方向性	福祉サービスとの共通課題
人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制	・ <u>地域の状況に応じたサービス提供体制等の在り方</u> は共通課題 ・ 上述の通り、 <u>既存施設の有効活用（社会福祉法人の財産処分等）</u> は共通課題
介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援	・ <u>人材確保（プラットフォームの充実等）</u> は共通課題（上述の点を含む） ・ <u>生産性向上（DX）・経営支援等</u> は共通課題 ※経営支援等は次回議論
地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア	・ 介護、障害、こども、それぞれ固有の課題・論点であるため、本検討会では議論しない。

事業の目的

- 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、過疎地域にある保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）又は過疎地域に準ずる市町村（※）
- ※ 過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
- ※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象経費】

- 自治体における検討会開催や報告書作成に要する費用
- 取組に対する指導・助言や、事業者同士の連携等を行うコーディネーターを自治体に配置する費用
- 施設における取組に対する人件費や物品購入等の事業費等
- ※ 既存の国庫補助事業や営利目的の取組にかかる事業経費は補助の対象外とする。

実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

【補助基準額】 一般型：1自治体あたり 10,000千円

被災地型：1自治体あたり 15,000千円

【補助割合】 国：3/4、市区町村：1/4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

【自治体における検証】

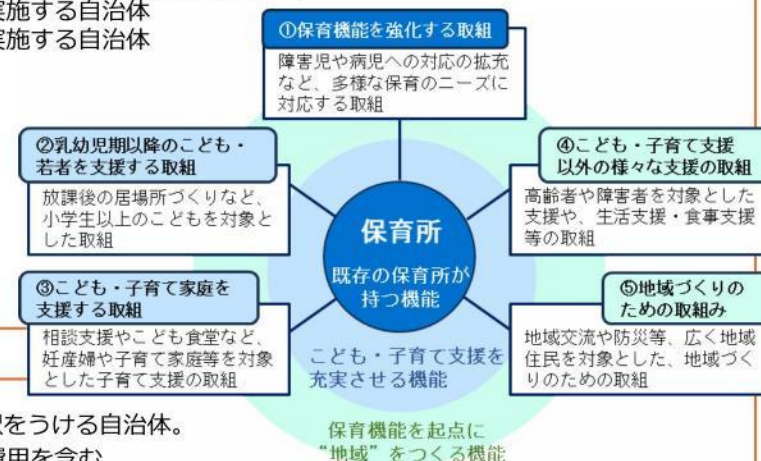
- 実施自治体は、検討会等を開催し、対象施設の選定や具体的な取組内容、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。
- また、自治体の計画等において当該施設の存続について言及がされているなど、当該施設の必要性について自治体全体で意思決定を行うこと。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組
- ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
- ③こども・子育て家庭を支援する取組
- ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
- ⑤地域づくりのための取組

※ 採択にあたっては以下の自治体を優先する。

- ・④⑤の取組を実施する自治体
- ・複数の取組を実施する自治体



こども家庭審議会に対する諮問

保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について

- こども基本法等の趣旨を踏まえつつ、**こどもが主体的に遊び育つことを保障する保育**の在り方をどのように考えるか。
- 乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障**するため、0歳から学童期との接続までを俯瞰した保育の在り方をどのように考えるか。
- 心身の状況や置かれた環境にかかわらず、**一人一人のこどもの育ちを保障するための保育**の在り方をどのように考えるか。
- 多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための、**地域に開かれた保育や子育て支援**の在り方をどのように考えるか。
- 質の高い保育を支える職員の資質の向上**等の在り方をどのように考えるか。
- 設置者や施設類型を問わず、**乳幼児期のこどものより良い育ちを保障**していく共通の方策についてどのように考えるか。

こども政策の推進

こども基本法

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。

9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）

12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人**が共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
 - ①こどもの**権利と尊厳**
 - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
 - ③**切れ目なく**育ちを支える
 - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
 - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2

「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3

「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4

保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
✓支援・応援を受けることを当たり前に
✓全ての保護者・養育者とつながること
✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

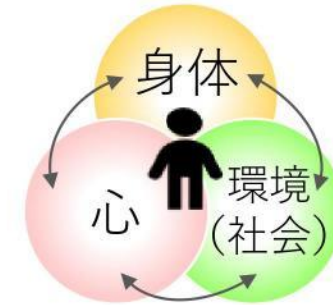
⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)

- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和7年度

保育政策の新たな方向性

令和10年度末

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立(R5.4.1施行)
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

2. 幼児期の発達の特性

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。



第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

(2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくことが重要。(参照：「[幼児教育と小学校教育がつながってどうなる？](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。

(3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

(5) 幼児理解に基づいた評価

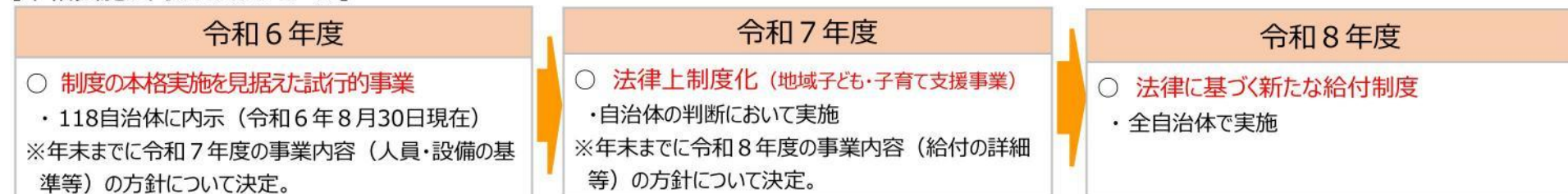
- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

こども誰でも通園制度

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】



令和7年度予算等における対応

- **令和7年度から、法律に基づく事業として実施**
 - ・利用可能時間（補助基準上の上限）：こども1人当たり10時間/月
 - ・人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士2分の1以上）
 - ・補助単価：年齢ごとの補助単価を設定（0歳児:1,300円、1歳児:1,100円、2歳児:900円）
- **自治体・事業者等向けの手引の作成や、総合支援システムの構築等の準備を進める**

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

趣旨	児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が 教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる ことを義務付けるなどする。	
対象事業者	学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者 民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者	
対象事業者の責務等	<u>学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）</u> ・教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努める ・児童対象性暴力等の被害児童等を適切に保護する	<u>国（第3条第2項）</u> ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備等の施策を実施
対象事業者に求められる措置等	安全確保措置	初犯対策 (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置 ・危険の早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等） ・児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等） (2) 被害が疑われる場合の措置 ・調査（第7条第1項等） ・被害児童の保護・支援（第7条第2項等） (3) 教員等の研修（第8条等） 再犯対策 (4) 対象となる性犯罪前科の有無の確認（第4条等） ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 ・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等） ・民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項） ・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等） 特定性犯罪前科の確認対象 ㊦ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年 ㊩ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年 ㊰ 罰金：刑の執行終了等から10年 防止措置の義務 ・性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。（第6条等） ※ 特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインで示す予定。
	情報管理措置等	○ 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条等） ○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等） ○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条等） ○ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条） ○ 情報の秘密保持義務（第39条）
	指導・監督	<u>安全確保措置の指導・監督</u> ・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督 ・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等） <u>情報管理措置等の実施状況の指導・監督</u> ・国（こども家庭庁）が直接監督（定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

施行期日：公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

保育士特定登録取消者管理システムと日本版DBSの違い

	保育士特定登録取消者管理システム	日本版DBS
施行日	令和6年4月1日	令和6年6月19日成立 令和8年度を目途
対象者	令和6年4月1日以降の採用者	新規採用および、現に勤務している職員
確認対象施設	保育所等、認可外施設等(国の確認が必要)	保育所等は義務施設、学童等は認定の後
掲載される情報	保育士資格を取り消されたかの有無	性犯罪歴の有無
確認手段	事業者自ら管理システムで実施	事業者がこ家庁に申請 一部本人も関わる
確認できる刑の種類	無し	刑法&条例違反⇒特定性犯罪 (児ポ、盗撮、痴漢等)
確認義務の有無	義務付け	義務付け
確認後の対応	事業者が適切に判断	子どもと接しない部署に配置転換
特徴	保育士資格を取り消された履歴を確認	性犯罪を犯した過去の確認

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

令和5年度～ 保育三団体各委員名

公益社団法人	全国私立保育連盟常務理事	高谷俊英
社会福祉法人	全国保育協議会副会長	村松幹子
社会福祉法人	日本保育協会理事	志賀口大輔

令和 7 年度子ども・子育て支援等分科会

日程	議事内容	発言要旨
8月 4日 (月) 第10回		

保育三団体協議会の取り組み

R7幹事団体は全私保連

令和7年度 保育三団体協議会

日程	議題
令和7年4月7日	自民党「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会ヒアリング
令和7年4月18日	自民党新しい資本主義実行本部物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPTヒアリング
令和7年6月2日	(1)令和8年度保育関係予算・制度等に向けた要望活動について (2)こども家庭審議会諮問に関する事前説明について
令和7年6月3日	医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟出席
令和7年6月16日	保育三団体とこども・保育政治連盟意見交換会
令和7年6月17日	令和8年度保育関係予算要望 こども家庭庁・関係議員への提出

令和8年度 保育関係予算要望

令和7年6月17日
保育三団体代表者連名

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください
2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください
 - 公定価格の改善
 - 保育士等の配置改善
 - その他の職員の配置改善
 - 保育DX を推進するための経費
3. 急激な物価高騰への対応をお願いします
4. 「こども誰でも通園制度」を真に子どものための制度としてください
5. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における公費助成を堅持・継続してください
6. 保育所保育指針等の改定に際し、現行の三要領・指針をこどもまんなかの理念に沿って見直してください
7. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

人勧及び処遇改善について

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

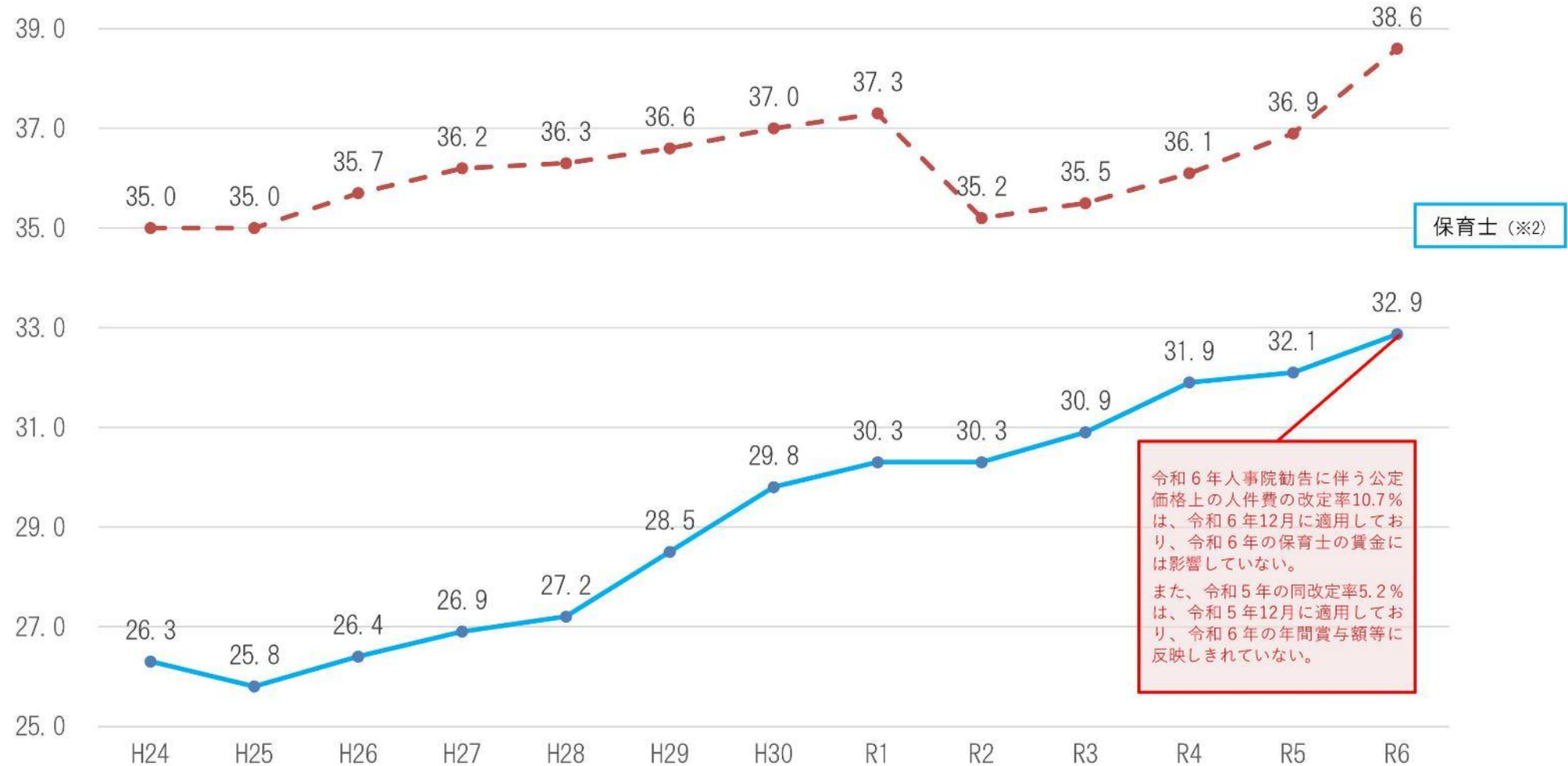
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

月収（万円）



令和6年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率10.7%は、令和6年12月に適用しており、令和6年の保育士の賃金には影響していない。
また、令和5年の同改定率5.2%は、令和5年12月に適用しており、令和6年の年間賞与額等に反映しきれていない。

資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。

（※1）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

（※2）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。

（注1）いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

保育士等の処遇改善の仕組み

		目的	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	主な提出書類
処遇改善等加算	区分1	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善〔基礎分〕	全職員	○ キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）の構築	定期昇給等に充当	在籍児童数×区分1単価×加算率 ※ 加算率：職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定	■ 認定申請 ① 加算率等認定申請書 ② キャリアパス要件届出書（※3） 【区分2・3のみ必要な書類】 ③ 賃金改善計画書（※4） 【区分3のみ必要な書類】 ④ 加算算定対象人数等認定申請書（※4） ■ 実績報告【区分2・3のみ必要】 ⑤ 賃金改善実績報告書
	区分2	職員の賃金改善〔賃金改善分〕	全職員	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※2） ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	在籍児童数×区分2単価×加算率 ※ 加算率：6%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%）に、公定価格上の基礎職員1人当たり9,000円相当の改善を行うための率を足して設定	
	区分3	技能・経験の向上に応じた賃金の改善〔質の向上分〕	副主任保育士等、職務分野別リーダー等（※1）	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※2） ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当により改善	4万円×人数A（（基礎職員数×1/3）と研修修了者数の少ない方の数） 5千円×人数B（（基礎職員数×1/5）と研修修了者数の少ない方の数）	
人事院勧告による改善分		人勤に伴う国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分	全職員	—	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	基本分単価や保育士等の加配に関する加算の中に含まれている	—

（※1）年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。

（※2）経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。

（※3）過年度に徴しており、その内容に変更がない場合は提出不要。

（※4）過年度に申請する区分の認定を受けている場合は、「賃金改善の誓約書」を提出することで、当該書類は提出不要。

処遇改善等加算の一本化について（令和7年度～）

- 旧加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算」に一本化
- 旧加算の目的・趣旨を踏まえ、見直し後の加算の中に、「区分1」（基礎分）、「区分2」（賃金改善分）、「区分3」（賃金の向上分）の3区分を設定

旧加算Ⅲ	・賃金の継続的な引上げ（ハースアップ）による処遇改善 ・9千円×算定職員数	申請・実績報告
旧加算Ⅱ	・技能・経験の向上に応じた処遇改善（副主任保育士等職務分野別リーダー等） ・4万円/5千円×算定職員数	申請・実績報告
旧加算Ⅰ 賃金改善要件分 キャリアパス要件分	・賃金改善・キャリアパスの構築の取組に応じた処遇改善 ・平均経験年数に応じ6%又は7%（加算率） ・キャリアパス要件満たさない場合は▲2%	
旧加算Ⅰ 基礎分	・職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に充てる ・施設の平均経験年数に応じた加算率（2%～12%）	申請・実績報告

【見直し前】

賃金改善要件分

基礎分

処遇改善等加算		
区分3	職員の技能・経験の向上に応じた賃金の改善 〔賃金の向上分〕 算定額により加算 4万円/5千円×算定職員数	キャリアアップの仕組みによる賃金の向上 教育・保育人材の確保 申請・実績報告
区分2	職員の賃金改善〔賃金改善分〕 率により加算 平均経験年数により6%又は7% 9千円×算定職員数を率に換算	
区分1	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善〔基礎分〕※キャリアパス要件の減率の仕組みは廃止し、要件化 率により加算 平均経験年数により2%～12%	

【見直し後】

- ▶ 賃金改善を目的とした見直し前の旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）と旧加算Ⅲは区分2に統合
- ▶ キャリアパス構築要件について、旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、区分1の要件として設定（1年間の経過措置）
- ▶ 見直し後の加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

- このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分の柔軟化や賃金改善の確認方法等の見直しを実施

配分方法 (区分2・3)	旧加算Ⅰ（賃金改善分）：基本給・手当・賞与又は一時金等 旧加算Ⅱ：基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 旧加算Ⅲ：2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善	▶ 区分2・区分3：1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ※ 区分3は従前どおり基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
配分方法 (区分3)	一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象 4万円支給を1人以上	▶ 施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能。 ※ 研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。
算定方法 (区分3)	4万円分：「4万円支給を1人以上」を満たすと「基準人員×1/3」の人数で算定。 5千円分：「基準人員×1/5」を配置すると「基準人員×1/5」の人数で算定。	▶ 施設の規模に応じた副主任保育士の複数人配置を推進。職員数A、Bの人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付 ※（基準人員×1/3(1/5)）と研修修了者数の少ない方の数で算定。 ※ 4万円は研修修了見込みの者で算定可能（1年間の経過措置）
確認方法	加算額を賃金改善等に充当したかの確認を旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）ⅡⅢごとに実施（実績報告書最大9枚）	▶ 区分2・3の加算総額で確認（実績報告書最大3枚） ※ 加算額以外の部分で賃金水準を下げているかも確認。

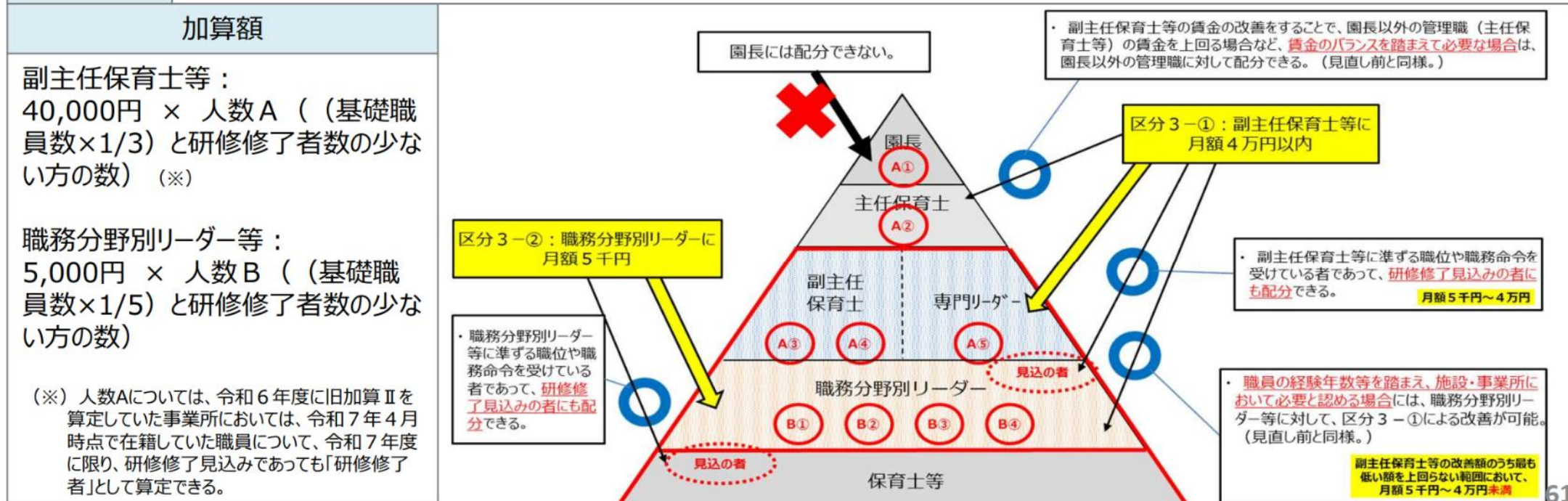
※ ほか、旧加算では、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることを特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。

処遇改善加算制度 新旧対象ポイント

令和6年度までの基本構造	令和7年度からの基本構造
処遇改善等加算Ⅰ (基礎分、賃金改善要件分、キャリアパス要件分)	区分①(基礎分のみ)率による加算 平均経験年数により2%~12% *定期昇給等に充当が可
処遇改善加算Ⅲ (賃金の継続的な引き上げ)	区分②(賃金改善分)率による加算 平均経験年数により6%または7% 9千円×算定職員数を率にして換算
処遇改善加算Ⅱ(技能・経験の向上に応じた処遇改善) いわゆる4万円/5千円の支給	区分③(質の向上)算定額による加算 4万円/5千円×算定職員数
令和6年度までの配分ルール	令和7年度からの配分ルール
処遇改善加算Ⅰ(賃金改善分のみ) 基本給、手当、賞与又は一時金により改善	区分②及び区分③ 1/2以上を基本給・決まって支払われる手当により改善 (ただし区分③だけは毎月支給)
処遇改善加算Ⅱ 基本給又は毎月支払われる手当	
処遇改善加算Ⅲ 2/3以上を基本給・決まって支払われる手当により改善	
4万円支給は1名以上	配分額は施設の状況に応じて考え、柔軟に対応ただし配分額は4万円/1名を上限とする 4万円支給は1名以上のルールは撤廃、4万円を上限として柔軟に配分が可能
処遇改善加算Ⅱは、20%を上限として同一の設置者が運営する他の施設の賃金の改善に充てることが可	区分②(旧処遇改善加算Ⅰ&Ⅲ)は引き続き可 区分③(旧処遇改善Ⅱ)は不可

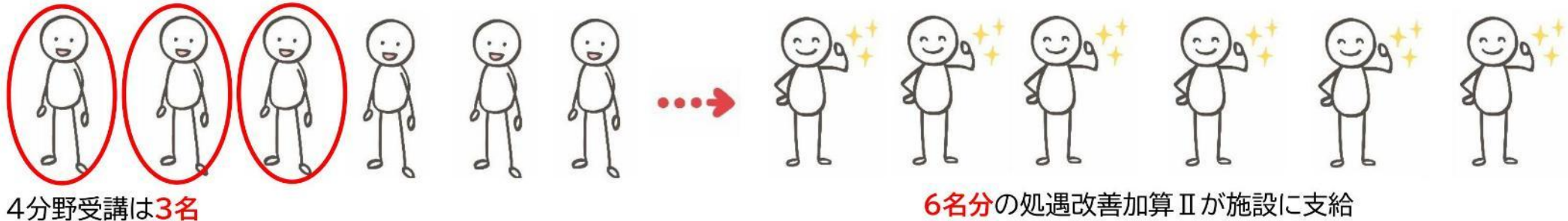
令和6年度までの加算要件	令和7年度からの加算要件
計算式により算出した人数（4万円支給分）が6名だった場合、令和7年度は経過措置により3分野受講修了者が1名でも在籍していれば、処遇改善加算Ⅱは満額支給	加算算定人数内の受講修了者分のみ加算 しかしこのルールを適用するとこれまで加算Ⅱで行っていた職員の賃金改善が止まる可能性が出てくる。これを避けるために、経過措置として以下の対応を決定。（令和7年5月23日発 FAQ 第2版） 令和6年度に加算Ⅱの認定を受けていた施設では、以下の条件を満たせば、令和6年度と同様の加算額を算定できます。 令和7年4月1日時点で在籍している職員で、次の条件を満たす人も「研修修了者」とみなせる ①年度内に「別に定める研修」を修了する予定である。 ②その人が研修を受けることが施設の研修計画に明記されている。 ③本人に研修受講予定が周知されている。 ④その人が副主任保育士等に準ずる役職や職務命令を受けている。 ただし令和8年度は受講修了者人数分の支給となるため、今年度中に加算算定対象人数を確保しておくことを推奨します。
長、主任はキャリアアップ研修の対象外、支給も対象外 *法人役員の園長は除く	園長、主任もキャリアアップ研修の対象、区分②は支給も対象（法人役員の場合でも可）

趣旨・目的	副主任保育士・専門リーダー（月額 4 万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額 5 千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築するもの。 ※ 旧加算Ⅱに該当するもの。
対象者	特定の研修を修了した副主任保育士等、職務分野別リーダー等 ※ 研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。
主な要件	① 区分 2 と区分 3 のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※） ※ 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。 ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の 1/2 以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知



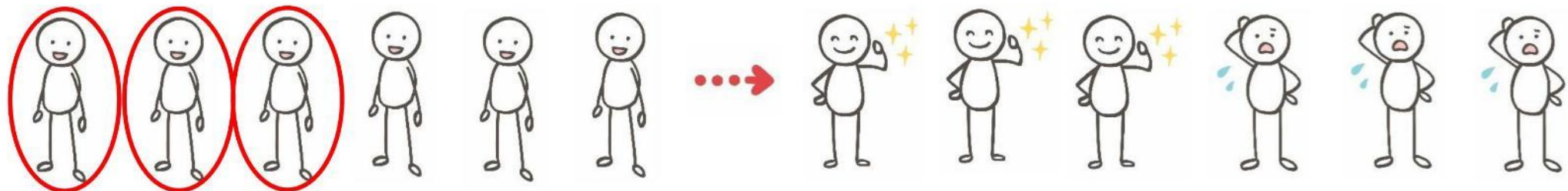
旧処遇改善等加算Ⅱと新処遇改善等加算（区分3）の加算対象人数カウント方法の違い

◆旧処遇改善等加算Ⅱでの4万円相当支給対象者が算定式で6名だった場合、4分野を最低1名受講していれば6名分加算されていた。



（※経過措置により令和6年度は2分野1名で加算条件クリアだった）

◆新処遇改善等加算（区分3）においては算定式で6名だった場合、その年度の4月1日時点で4分野受講済み人数分のみが加算



（※経過措置により令和7年度は3分野受講で加算条件クリア）

注意！

各施設の研修受講修了の状況によって区分3（旧処遇改善等加算Ⅱ）の加算額が減少する可能性があります。
支給対象者は研修修了予定者でもOKです。

※※経過措置により、令和7年度に限り研修修了予定者も算定人数に加えることができる

子ども・子育て支援制度における継続的な 見える化の在り方について

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日は令和7年4月1日**。**令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象とする。**
- 経営情報等の**報告期限は事業年度終了後5月以内**。**事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告。**
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報 等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報 等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳 等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。

※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組 等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援していく**。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わることを目指す**。

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

施設類型別の報告・公表対象情報について（一覧）

情報項目			認定こども園、保育所、幼稚園等（私立）	認定こども園、保育所、幼稚園等（公立）	施設型給付を受けない幼稚園
人員配置に関する事項 ・公定価格基準上での配置人数 ・実際の配置人数 など	報告		○	○	任意
	公表	集計・分析結果	○	○	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
職員給与に関する事項 ・各種処遇改善等加算の取得状況 ・各職員の勤続年数、賃金 など	報告		○	△※1	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
モデル給与に関する事項	報告		○（一部任意※2）	○（一部任意※2）	任意
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
収支の状況に関する事項 ・事業収入（収益） ・事業支出（費用）	報告		○	×	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
人件費比率に関する事項	報告		○	×	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	○	×	○（報告した場合）
人的資本に関する事項 ・法定・法定外休暇の利用状況 ・ICT導入の取組状況 など	報告		任意	任意	任意
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○（報告した場合）	○（報告した場合）	○（報告した場合）

※1 職種別の合計給与額を報告。（個々の職員の給与については報告不要。）

※2 常勤保育士等のモデル給与のみが義務項目。保育士等以外の職種や非常勤職員のモデル給与等はすべて任意項目。

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。